

横浜市・山中竹春市長のパワハラ問題についての経緯と考え方

2026 年 9 月 3 日 市民の市長をつくる会事務局長 菅野隆雄

1 2026 年 1 月 11 日の週刊文春電子版による前人事部長のパワハラ告発記事、そして 1 月 15 日の前人事部長による記者会見などにより、市長のパワハラ発言などが明らかになりました。1 月 28 日市議会は「山中竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する事案の真相究明を求める決議」が全会一致で可決されました。これを受けて市は 2 月 4 日に神奈川県弁護士会に第三者調査を担う弁護士の推薦を依頼しました。

2 山中竹春市長は前人事部長の記者会見の内容などに、一部主張の違いはあるもののパワハラ発言などには「謝罪」と反省の発言をしていました。そして、パワハラ研修などを受けていることも報告をしていました。

3 市から依頼された神奈川県弁護士会は 2 月 20 日、3 人の弁護士を選任し調査を始めました。調査方法は「日弁連の指針に準拠し、外部からの干渉を徹底的に排除した中立・独立な立場での実施」とし具体的には「幹部職員を対象としたアンケートを実施、全職員を対象として情報提供窓口の設置」「職員や前人事部長・市長本人へのヒヤリングを実施」「収集した事案に基づき、厚生労働省のパワハラ指針や労働関係法令に照らして、業務上の必要性を免脱していたか等を判定」とし、3 月 18 日～7 月 2 日までの約 4 ケ月半調査し 7 月 30 日市へ報告書を提出しました。

4 調査報告書はパワハラ認定と評価として、調査内容を 7 項目に区分けをして報告しています。内容の主要な点は①「怒鳴る」はパワハラとの認定。②「机を叩く」は真意不明。③「書類を投げつける」はパワハラと認定。④「その他の言動・複数職員の行為」はパワハラと認定。⑤「切腹発言」はパワハラと認定。⑥「銃撃ポーズ」はパワハラと認定。⑦「人格の否定発言」はパワハラと認定。⑧「時間外の業務・メールなど」はパワハラと認定。⑨「市長室への出禁」はパワハラと認定。⑩「人事権を背景とした職員配置」はパワハラと認定。そして、真意不明とした事実が 4 項目あります。さらに、特別職の「ハラスメント防止条例」制定や研修なども示しています。調査報告を受けて市議会は 7 月 30 日に調査報告の内容について調査委員に質問を行いました。市長に対する質問を市会常任委員会で 8 月 13・14 日に行いました。しかし、市長の応答では人権侵害や市政運営の信頼回復には至りませんでした。山中竹春市長は「第三者調査報告を認め」「前人事部長には再度謝罪をしたい」との態度を示しました。

続く

5 市民の市長をつくる会は、多くの立憲民主党と市民とともに 2021 年 8 月の市長選挙では「IR カジノ撤回」を公約にした山中市長を支持しました、当選の結果カジノ誘致は撤回されました。2025 年市長選挙は『市民の市長をつくる会の各構成団体は掲げている市政要求から山中市政の評価が分かれ一致しない現状があり、市長選挙のかかわり方は各構成団体の自主性を最大限尊重します。そして、市民の市長をつくる会は市長選挙について、これまでの「市民のための横浜市政を進める会」の果たしている役割を尊重し呼びかけへの協力関係を継続します。市民の市長をつくる会の各構成団体は掲げる市政要求実現に向けて市長選挙に積極的にかかわるよう呼びかけるとともに、市民要求実現に取り組みましょう』と確認しました。

6 山中竹春市長のパワハラ発言や言動は許されるものではなく、職員への人格尊重などをしていないのがわかります。市民の市長をつくる会は横浜市政が市民の要求実現と市民本位の市政運営、住民自治の充実した市政になるように引き続き活動していきます。

以上